

事務職員募集に係る人材派遣事業者公募選定 実施要領

1 契約内容

(1) 件名

公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「機構」という。）総務企画グループ経理関係事務に係る人材派遣業務（紹介予定派遣）

(2) 業務の内容等（仕様）

別紙「業務仕様書」による。

(3) 人材派遣期間及び契約期間

平成30年4月1日から平成30年9月30日まで

2 公募選定への参加資格

(1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条の規定による許可を得ている者であること。又は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）附則第6条第1項に規定される改正前の労働者派遣法第16条第1項の規定による届出をしている者。

(2) 平成27年4月1日から平成29年12月31日までの間において、本件公募選定に係る業務と同種の業務について、人材派遣又は紹介予定派遣を履行した実績（履行中を含む。）を有する者であること。

(3) 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。

3 公募選定に関する説明会

(1) 開催日時 平成30年2月9日（金）13:00～（参加者多数の場合は、複数回実施）

(2) 開催場所 広島市中区千田町三丁目7番47号 広島県情報プラザ3階
公益財団法人ひろしま産業振興機構 総務企画グループ
電話 (082) 240-7715 FAX (082) 242-8627

(3) 参加手続き 前日までに「別紙様式1」によりFAXにて参加申し込みをすること

4 公募選定参加資格の確認

本件公募選定に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、参加資格に適合するとされた者に限り公募選定の対象者とする。

(1) 提出書類

ア 公募選定参加資格確認申請書（別紙様式2）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条の規定による許可証の写し。又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）附則第6条第1項に規定される改正前の労働者派遣法第16条第1項の規定による届出を証明する書類の写し。

- ウ 業務実績書（別紙様式 3）
- エ 会社概要説明書（別紙様式 4）

(2) 提出先

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目 7 番 47 号 広島県情報プラザ 3 階
公益財団法人ひろしま産業振興機構 総務企画グループ

(3) 提出期限

平成 30 年 2 月 21 日（水） 午後 5 時 00 分

(4) 提出方法

持参又は郵送等による。

ただし、郵送等による場合は、上記（3）の期限までに必着することとする。

(5) 入札参加資格の確認結果の通知

平成 30 年 2 月 26 日（月）までに通知する。

5 業務仕様書等に関する質問書の提出について

(1) 業務仕様書等に関する質問がある場合は、「別紙様式 5」により提出すること。

提出期限 平成 30 年 2 月 23 日（金） 午後 5 時 00 分

(2) 上記の質問に対する回答については、公募選定参加資格を有する者のした質問にのみ、平成 30 年 3 月 2 日（金）までに、公募選定参加者全員に回答する。

6 受託者（人材派遣元企業）の選定及び決定方法

(1) 派遣人材に係る履歴書等の提出

本件公募選定に参加する者は、別紙仕様書に記載の業務を遂行する上で最適と思われる人材 1 名を選定し、当該人材の履歴書及び業務経歴書を機構へ提出することとする。

① 履歴書及び業務経歴書の提出先

上記 4 の（2）と同じ

② 提出期限

平成 30 年 3 月 13 日（火） 午後 5 時 00 分

③ 提出方法

上記 4 の（4）と同じ

(2) 面接による人材選定

機構は、履歴書及び業務経歴書が送付された者を面接し、最も点数の高い者を派遣人材候補者とし、当該人材を選定した人材派遣事業者を契約候補者とする。

① 面接日

平成 30 年 3 月 16 日（金） ※面接時刻は、公募選定参加者ごとに連絡する。

② 面接場所

上記 4 の（2）と同じ

③ 面接における審査内容等

別紙審査票のとおり

④ 面接結果の通知

平成 30 年 3 月 20 日（火）までに、各公募選定参加者に郵送及び電話にて連絡する。

7 契約事項

(1) 契約事項に関する規則

公益財団法人ひろしま産業振興機構財務規程に基づき執行する。

(2) 契約の締結

契約候補者との間で、当該派遣人材の勤務労働条件等について協議を行い、協議が整った場合に機構の契約担当者が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

また、契約候補者と協議が整わない場合にあっては、次点として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

8 問合せ先

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7番47号 広島県情報プラザ3階

公益財団法人ひろしま産業振興機構 総務企画グループ 電話 (082) 240-7715